

平成24年第1回上富田町議会定例会会議録

(第4日)

開会期日 平成24年3月15日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 山本明生 | 2番 | 木村政子 |
| 3番 | 三浦耕一 | 4番 | 奥田誠 |
| 5番 | 大石哲雄 | 6番 | 畑山豊 |
| 7番 | 沖田公子 | 8番 | 榎本敏 |
| 9番 | 木本眞次 | 11番 | 吉田盛彦 |
| 12番 | 井濶治 | | |

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------------|------|--------------|-------|
| 町長 | 小出隆道 | 副町長 | 平見信次 |
| 教育委員長 | 木村悌吉 | 教育長 | 梅本昭二三 |
| 会計管理者 | 木村勝彦 | 総務政策課長 | 山本敏章 |
| 総務政策課 企画員 | 深見芳治 | 総務政策課 企画員 | 植本亮 |
| 総務政策課 企画員 | 家高英宏 | 総務政策課 企画員 | 山本剛士 |
| 住民生活課長 | 藪内博文 | 住民生活課 企画員 | 福田稔 |
| 住民生活課 企画員 | 福田睦巳 | 住民生活課 企画員 | 原宗男 |
| 税務課長 | 和田精之 | 税務課企画員 | 平田敏隆 |

| | | | |
|---------------|------|-----------------|------|
| 税務課企画員 | 谷本芳朋 | 産業建設課長 | 脇田英男 |
| 産業建設課 企画員 | 菅谷雄二 | 産業建設課 企画員 | 三栖啓功 |
| 上下水道課長 | 植本敏雄 | 上下水道課 企画員 | 川口孝志 |
| 教育委員会 総務課長 | 笠松真年 | 教育委員会 生涯学習課長 | 山崎一光 |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 上富田町行政財産の使用許可に係る使用料条例
- 日程第 4 議案第 4 号 上富田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 上富田町河川管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 上富田町土地改良事業等における分担金徴収に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 上富田町立図書館設置に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 10 議案第 10 号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 23 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 13 号 平成 23 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 14 号 平成 23 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 15 号 平成 23 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
（第 3 号）

- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度上富田町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度上富田町水道事業会計予算

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回上富田町議会定例会第4日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第1号～日程第35 議案第35号

議長（奥田 誠）

この際、日程第1 議案第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件から、日程第35 議案第35号、町道路線の変更についての件まで35件を一括議題とします。

日程第1 議案第1号

議長（奥田 誠）

日程第1 議案第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

この条例はたばこのことなのですけれども、305円が県から町の方へ来るということで、どのくらい町にプラスするのかなということと。

この条例によって、上富田の財政は少しは豊かになりますか。

議長（奥田 誠）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

おはようございます。12番井澗議員さんにお答えいたします。

たばこ税の税率の改正でございますけれども、この施行は平成25年ということで、具体的にどの程度増えるかという試算はしておりませんが、22年度と23年度を比べましてですけれども、税率の改正によりまして18年度に1億円のたばこ消費税が交付されて以来、ずっと下降ぎみでありましたけれども、23年度におきまして1億円に達し

ているということで、24年度につきましても1億円超の当初予算を計上させてもらっています。税率はあると思います。

ただ、井瀬議員もご存じのように法人の税率が30%から25.5%に変わります。その影響を受けまして、25年からたばこ税を県から町へ振り分けるということなので、財政自体はそんなに影響はないと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号

議長（奥田 誠）

日程第2 議案第2号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

質問するまでもないことなのですけども、一応質問しておきます。

まず、この条例改定で694円のアップになったわけです。全体として、この値上げによって対前年度比の中でどれくらいのアップになるのかということをお答え願います。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。よろしく申し上げます。12番、井澗議員さんにお答えします。

給付費の比較では、前期と合わせまして約21%の増額となっております。

それから、保険料率につきましては14%のアップということでございます。ひとつご理解をお願いします。

以上です。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

議案第2号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例、大変厳しい今の経済状況、あるいは上富田町内の状況も大変だという町長の冒頭発言の中の認識にもそうでありましたように、そういう中であって介護保険にかかわるのにつきましては、非常に年寄りを含めて若年層、40代以上からの負担増の中での値上げということについてですので、反対をいたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第3 議案第3号

議長（奥田 誠）

日程第3 議案第3号、上富田町行政財産の使用許可に係る使用料条例の件について
質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町行政財産の使用許可に係る使用料条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号

議長(奥田 誠)

日程第4 議案第4号、上富田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

1点だけお聞きしておきたいと思います。

電話柱というのがありますね。それから電柱というのもあるのですけれども、これの基本的な違いは何ですか。

議長(奥田 誠)

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長(脇田英男)

12番、井澗議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

電話柱は、我々が家庭で使用している、他人さんと話す電柱のことをいいます。電柱はもちろんのことですが、送電線のことを指します。その中で条例の提案をさせていただいているのですけれども、関電柱とNTTでは多少、1本当たりの、道路施行令の基準を運用いたしまして若干の違いは出てきてございます。

参考になるのですが、ちなみに町内の行政財産の道路、河川を含めました関電柱は1,730本、そしてNTTにつきましては131本でございます。

以上でございます。

議長(奥田 誠)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号

議長（奥田 誠）

日程第5 議案第5号、上富田町河川管理条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を認めます。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、上富田町河川管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号

議長（奥田 誠）

日程第6 議案第6号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件について
質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 6 号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 7 号

議長(奥田 誠)

日程第 7 議案第 7 号、上富田町土地改良事業等における分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 2 番、井澗君。

1 2 番(井澗 治)

この条例の新しいところですけども、最後の方に受益者負担ということがある、分担金があるということになってくるわけですけども、こういう分担金の決め方というのはどういうふうにするのですか。

議長(奥田 誠)

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長(脇田英男)

1 2 番、井澗議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この受益者負担というのは、今の現行にも受益者負担を徴収してございます。この改正につきましては、特に第 9 6 条の 4 に新たに第 2 項といたしまして、市町村の災害により土地改良事業の応急工事を定めたときは都道府県知事に報告しなければならないとの義務規定が追加されたことによって、この 2 項が追加されてございます。そのことによって、この「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」という形の中で、受益者負担につきましては従来のとおりでございます。

議長(奥田 誠)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、上富田町土地改良事業等における分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号

議長（奥田 誠）

日程第8 議案第8号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

大体の常識的なことはわかるのですが、この第3条によるところの7条の3ですか、3条のところの審議委員の委嘱する場合の条件に3つ書かれております。学校教育及び社会教育の関係者というのは、例えばどういう対象者を指すのか。

2番目の家庭教育の向上に資する活動を行う者、資する活動を行う者というのは、家庭を実際にやっている人なのか、それとも、そういうことを見て、客観的に評論家的に

するような人のことをいうのか。

それから3番目の学識経験のある者というのは、これは学識経験とはどの程度の学識経験をいうのか、お聞きしたいと思います。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えをいたします。

この条例改正につきましては、第2次地域資源一括法の規定に基づいて改正するものでございまして、公民館の運営審議委員会の委員の委嘱を条例で定めるにあたっては、その参酌すべき基準を定める省令に基づいて、それを参酌して条例の改正をなさいよと、こういうことございまして、この参酌すべき省令の方の中にこういう表現があるわけでございます。

今、ご質問をいただきました7条の3項の3つの項目でございますけれども、今までも旧条例のところでは具体的には書いておりませんでしたけれども、選任をするにあたりましては教育委員会等でこのような事柄について協議をして決めております。

ただ、先生ご指摘のように、具体的に例えば1番で学校教育及び社会教育の関係者、どこまでが関係者なのかと言われると、非常に規定がしにくい部分が正直言ってございます。けれども、例えば教育に携わっておられた方ですとか、社会教育委員さん等を歴任されてあるとかというようなことを基準にして、参考にして、今までは決定してきたような状況でございます。

2、3につきましても、同様の協議をして決定をしているというふうな状況でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

こういうふうに3つきちっと分けますと、8名という定数が問題になるのではないかなと思うのですね。1番、2番、3番、例えば2人ずついれば9人いるわけですよ。学校教育の関係者を1人多くするのか、2番を多くするのか、3番多くするのかでちょっと違って、公民館運営というのは非常に微妙なことなので、そこはちょっと変わってくると思うのです。

だから私、私、同じところの委員会なんですけど、ここで3つ分けますと、8名という人数からすると、ちょっと選びにくいんじゃないかというふうに思うのですけども、そんなのはどうですか。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

人数につきましては、一応8名という規定がございます。先生おっしゃるように、どの分野で何名にするかというのは非常に難しい部分でありますけれども、委員さんを選出する段階で協議をしまして、例えば、今年といいますか、今回はこういう方向のことに力を入れようとか、あるいは長計の項目等を参考にしながら、今期はこの方向の分野に力を入れようとかというようなことを勘案して人数の配分をしているというふうな状況でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号

議長（奥田 誠）

日程第9 議案第9号、上富田町立図書館設置に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

上富田の町立図書館というのは非常に充実しつつあるのですけれども、この審議会が出来ますと年間何回ぐらい開かれまして、その第1回目のときには、年間、どういう新しい図書を購入するかということを決定的にするというようなこともやるわけですか。そこまでもう審議されるのですか。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

基本的に審議会の開催は年に1回でございます。必要に応じて開く場合もございますけれども、基本的には1回ということにしております。

審議会の中では、どのような図書を購入するかというところまでは具体的には審議はしません。中身につきまして、例えばどういう蔵書がどの程度あるかとか、あるいは、今後、どういうふうな方向の図書を入れていったらいいかとかというふうなことは諮りますけれども、具体的に図書のジャンルまで審議をしていただくということではございません。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号、上富田町立図書館設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号

議長（奥田 誠）

日程第10 議案第10号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号

議長(奥田 誠)

日程第11 議案第11号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 2 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 2 議案第 1 2 号、平成 2 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（発言する者あり）

議長（奥田 誠）

ページごとの要求がありますので、それでは歳出、16 ページ、17 ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

18 ページ、19 ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

20 ページ、21 ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

22 ページ、23 ページ、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

24 ページ、25 ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

26 ページ、27 ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

28 ページ、29 ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

30ページ、31ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

32ページ、33ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

次に歳入、11ページからお願いします。歳入11ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

12ページ、13ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

14ページ、15ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは、全体でございせんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

1つは、ちょっと聞き漏らしましたので、丁寧な説明は要りませんけども、説明していただきたいと思います。

26ページ、高速道路の推進費の移転補償費の30%分ということになっているのですが、これについては総額は幾らかというのはちょっと私、記憶が定かではないので知らせてほしいと思います。

それから全体として、三位一体の改革による国庫負担、補助金の削減の状況についてと。

それから地方交付税の普通交付税、それから財政対策債の借り入れ額の変化、それから消費税をお願いしたいと思います。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

産業建設課企画員（三栖啓功）

12番、井濶議員さんの質問にお答えします。

高速道路推進費の補償費でございます。これは、今後、計画しております、くちくま

の交流館（仮称）の用地代と物件の移転があります。その物件の移転につきまして、県費の補助を受けられます。一昨年に先に契約いただきまして、約70%をお支払いしまして、残りの30%、物件につきましては4,223万7,250円の方でございます。その分の30%を入で県費の補助をいただく予定にしています。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

まず、三位一体の影響額でございますが、本5号補正後では移譲措置費ほかで7,561万8,000円の影響額と思われます。

次に、交付税でございます。普通交付税では、平成23年度と平成12年との比較では3億9,893万7,000円の影響額と思われます。

臨時対策債を加味しますと、同じく12年度との比較では1億1,943万7,000円となります。

次に消費税でございますが、本補正後では理論上で9,919万5,000円となります。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第12号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第5号）に反対をいたします。

この補正は、恐らく決算に近い形であろうというふうに思います。非常に厳しい財政の中での予算措置なので、支出そのものにつきましては非常にうまくやられていると思うのですけれども、しかしながら収入で、三位一体の改革を含めて交付税では3億9,

000万、それから臨債もやっぱりマイナスになっております。マイナス1億ということで。負担金、補助金も約8,000万削られております。消費税は約9,900万ということで、非常にこういうことが影響をさせている会計であるということで、その会計を受けて、その会計に対して全体としては反対の立場ではないということで反対いたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第13 議案第13号

議長（奥田 誠）

日程第13 議案第13号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

質問いたします。

まず、この補正予算を実行するにあたりましての国庫負担の減額の状況というのを教

えていただきたいと思います。

そして、この予算の執行にあたっては、人口で5,298人、世帯で2,853人ということでございますので、それで割り算をしますとどれだけの負担増になるかということをお願いしたいと思います。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんにお答えいたします。

まず、23年度の療養給付費国庫負担金ですけれども、3億2,499万3,371円で、割合につきましては28.57%でございます。これにおきまして、56年度以降の国庫負担金を積算しますと5億6,550万347円ということで、差額が2億4,050万6,976円です。これにつきましては、1世帯当たりで8万3,509円、それから1人当りに換算しますと4万4,745円ということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

議案第13号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）に反対いたします。

というのは、今、課長の答弁ありましたように、マイナスで国庫負担の減額分が2億4,000万来るということでございます。1人当りにしますと4万、世帯で8万円、8万3,000円ということの負担増になるわけですね。

もし、昨日の答弁のようなことが起こらないためには、この2億4,500万というのが歳入されていたら、収入されていたら、恐らくそういう悩みはなくなったであろうと思います。ここを限りなくまだ切ってきているわけですね。だから、そのことがやっぱり非常に大きな問題でありまして、このことに対して私どもは反対をいたしております。

す。

また、この会計のその負担、そういうふうな切り方について反対の申し入れをしているという町長のことにつきましては理解はいたしますけれども、まだそういう意味では運動にまで発展されていないということで反対いたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第14 議案第14号

議長（奥田 誠）

日程第14 議案第14号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第2号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号

議長(奥田 誠)

日程第15 議案第15号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号

議長(奥田 誠)

日程第16 議案第16号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第3号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

念のためにお聞きしておきますけれども、2ページです。諸収入、貸付金元利収入のここで248万9,000円が補正されております。この248万9,000円というのは、元はどれだけで、利子はどれだけで何件かということをお教えください。

議長(奥田 誠)

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員(山本剛士)

12番、井澗議員さんの質問にお答えします。

これは将来にわたる貸付金の償還でございますので、利子はこの分に入っておりません。したがって、元金として収入、2名の方から歳入されます。

ただし、歳入金につきましては、これは補正した248万9,000円ではなく、合計で285万1,000円程度でございます。歳出予算といたしまして不足する額が248万9,000円となっておりますので、その分のみの補正となっております。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号

議長（奥田 誠）

日程第17 議案第17号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号

議長(奥田 誠)

日程第18 議案第18号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号

議長（奥田 誠）

日程第19 議案第19号、平成23年度上富田町水道事業会計補正予算（第3号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 19 号、平成 23 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 3 号）の件
を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10 時 35 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 35 分

議長（奥田 誠）

再開します。

日程第 20 議案第 20 号

議長（奥田 誠）

日程第 20 議案第 20 号、平成 24 年度上富田町一般会計予算の件について質疑を
行います。

ページごとに行います。

歳出、36 ページから。36、37 ページではありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

38、39 ページ。

9 番、木本君。

9 番（木本眞次）

39 ページなのですが、顧問弁護士委託料と 60 万毎年しているのですが、
去年度は何回ぐらい相談あったのですか。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、家高君。

総務政策課企画員（家高英宏）

9番、木本議員さんのご質問にお答えいたします。

昨年度はといたしますか、昨年度はあったのですけども、23年度は今のところゼロ件です。

議長（奥田 誠）

それでは、38、39、ほかにございせんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

県証紙ですけども、これは去年はどのくらいだったのかというのが1つですけども。

これはどういう場合に、主に上富田町の場合は、この県証紙はどういう場合に使われますか。

議長（奥田 誠）

会計管理者、木村君。

会計管理者（木村勝彦）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

平成22年度の県証紙の購入につきましては、354万8,475円でございます。

主な取り扱いにつきましては、和歌山県の許認可などの申請をするときの手数料、あるいは県立高校等の入学金ということで、各中学校からの購入がございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

38、39、ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

40、41ページ。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

40ページの地域主権一括法に係る条例の云々とありますけども、157万5,000円というのがありますが、この条例の改正のもとになる法令は幾つありますか。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、家高君。

総務政策課企画員（家高英宏）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

24年度で予算措置しています法令の件数ですが、34件ございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

地域主権ということになっているのですが、特に地方自治体にとってどういう、34件もあったら全部言えとは言いませんけども、どういうのかかわりが、一番大きながありますか。例えば財政とかいろいろあると思うのですが、幾つか例を挙げてください。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、家高君。

総務政策課企画員（家高英宏）

お答えいたします。

まず、一般では地方自治法が絡んできます。その他では国土利用計画法、工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正という形で、賦課、戸籍、軍人関係、障害福祉関係、児童福祉関係、母子保健法関係、環境に関する法令、下水、農業、農業振興、林務、商工、河川、都市計画等々が主なものとなってきます。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

今の中で児童福祉の関係が入っていると思うのですが、この中には保育所のあれ、ありますか、幼保一体化ということで、昔は幼保一体化といたら非常に革新的だったので、今では幼保一体化というのは自由化するという、市場開放に出すということになってきているのですが、そういうのは入っていますか。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井濶議員さんにお答えします。

その件につきましては、現在の条例の中には入ってございません。

議長（奥田 誠）

40、41ページ、ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

42、43ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

44、45ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

46、47ページ。

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

46ページのみんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費、賃金の方が23年度は317万かだったと思うのですが、今度、2倍ぐらいに増えているのですが、この増えた分の説明と。

それから47ページ、負担金、補助及び交付金で都市との交流事業補助金200万になっているのですが、記憶違いだったらごめんなさいね。昨年度は委託料で200万、委託料になっていたと思うのですが、今回、補助金で200万ということになっているのですが、これの変更理由と、それから補助金の受け皿はどうなっているかということをお願いします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

5番、大石議員さんにお答えします。

私からは、46ページの賃金につきましてご回答を申し上げます。

23年度、24年度の比較でございますが、計上している人数を1名増やしてございます。中身につきましては多少その方の賃金によって変動ございますが、大きな理由は1名をここで多く計上している関係でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

5番、大石議員さんのご質問にお答えいたします。

都市との交流事業の補助金でございますけれども、昨年も実施をしているわけですが、今年も子供を対象とした都市との交流事業を1つ考えております。これにつきましては地域の子供クラブの方が受け皿になっていただいております、町内の子供たちと都市部の子供たちとの交流をするということで、昨年度は和歌山市のボーイスカウトの方々と交流をしております。

それからもう1つ、青少年育成町民会議の方に受け皿になっていただいております福島県の子供たちとの交流ということで、これも発展的に続けていくということで考えてございます。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

課長、その、前は委託料だったけど、今回、補助金という形になっているというのを。教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

今年はそれぞれの組織、受け皿の方で新たな補助金も、新たなといいますか別の補助金もいただいて実施をすると。例えば青少年育成町民会議でしたら県の青少年協会の方の補助金をいただきますとか、それから地域自治総合センターの方のコミュニティ助成事業等にも申し込んでおります。これにつきましてはまだ具体的にどうなるかというのはわからないのですけれども、そこで受け皿としてやっていただくということで負担金という格好でお願いをしております。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

46、47ページ。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

47ページです。

町長も当初の発言の中で国際交流の問題を言われておったのですが、47ページの国際交流協会、それから都市との交流事業という関連を1つ聞いておきたいと思えます。

それからその国際交流なのですが、その根拠ですね。公なのか、公外なのか。そして、それはどういう根拠でやるのかという問題と、その目的ですね。国際交流という以上は、どこかの主たる国を指定したところとの交流なのか。例えばアメリカとかロシアとか中国とかいうところなのか、ベトナムなのか。そういうところについても聞いておきたいと思えます。

それで、その次の、さっき言いましたように都市との交流事業補助金というの、そういうところとの関係でいきますと、この補助金は国際交流協会の中でも使えるようなお金になるのかということを知りたいと思います。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

国際交流協会の設立については、教育委員会とまちづくりグループに担当させております。主として教育委員会の方でさせております。それで、そこで話したのですが、教育委員会の方へ話したのは、和歌山県がしている国際交流協会、田辺市がしている国際交流協会があるのですが、それを参考に検討せよと言って準備の段階へ入っております。

できましたら交流協会、青少年町民会議もあります。そういう形の中で別の団体として設立したいと思います。田辺の場合も別の団体として設立して、会長さんもあります。そういう中で、国際交流協会につきましてはできたら1名の臨時職員を採用したいと思います。外国に精通しているとかしていないとかは別ですけど。大きく分けて、できたら国際交流に関する講演を聞くとか展示をするとかというようなものと、外国から受け入れするものと。こちらの方から、例えばメキシコへ行くとか、ハンガンマラソンへ行くとか、そういう形の交流をしたいと思っています。

もう1点は、この臨時の職員に、できたら学校教育の中でというのはやはり難しい問題が出てくるので、保育所の段階でそういう意識向上をするような格好のものを検討できんかということを知っております。

都市交流との関係ですけど、予算上はもう別々のものでございます。予算的に都市交流は都市交流、国際交流協会は国際交流協会でしたいのですが、1つの中でこの予算を流用しながらするということもあり得るということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

大体わかったのですが、協会という以上は、協会を設立したら幾らかのお金がかかります。それは新しい事務所をし、1人雇うということなのですが、それは、町としてはそういう担当の職員を1人雇うということでしょうけども、協会ということになればそれはまた別の組織になりますので、その協会を設立する場合に何か最初の一定の期

間は100万とか200出して設立する、そういう事務所みたいなものをつくるということも考えているのですか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長(小出隆道)

非常に悩みなのが、その点なのです。都市の場合でありましたら、協会へ入ったら会員さんを募集して、田辺市の場合だったら3,000円出して、それを運営費に回しているというような格好なのですが、上富田町の場合はまだそこまで熟していないと思うのです。お金をもらって、その中で運営するというのは難しいように思っております。できたら準備委員会の段階で、ある程度、この人だったら世話してくれるなというような人を募集してほしいと思うのですが、お金を取るか取らんかというのはまだ結論はちょっと出ていないのです。だから、そういう1点をお願いしたいのと。

本当だったら田辺市のような格好で交流センターみたいなものをつくりたいのですが、そういうものを今の段階ではつくるだけの余地がないので、差し当たって教育委員会の中へ人を雇ってそういう事務に携わらせるというような格好で当面はさせていただくということで、流動的な考えを持っていただけるように、できたらお願いしたいと思います。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

そうであるならば、協会補助金というのは、既にもう協会というのがあって、そこに補助金を出して、で、いろんなこの指導監督ですか、そういうのについては職員1人雇ってやるという、そういうイメージだろうと思うのですが、しかし、まだ協会が設立されていないのですから、教育委員会の中に国際交流係というふうなものをまず設置した方がわかりやすいのではないですか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長(小出隆道)

今の状況については、先ほど言ったようなことはもう既に教育委員会ですしているのです。できたら4月中に1回、準備会を発足して、それで、できたら国際交流協会というのを、5月になるのか7月になるのかわかりませんが設立するというような格好でさせていただきたいと思っております。当面の間は物心ともに教育委員会の部屋ですると

ということをご理解をいただけるようお願いしたい。

以上です。

議長（奥田 誠）

46、47、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

48、49ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

50、51ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

52、53ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

54、55ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

56、57ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

58、59ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

60、61ページ。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

60ページです。扶助費で高齢者の住宅改造助成費というのがありますけども、この高齢者住宅改造助成費というのは、基準というのですか、そういうものはどういうふうになっておりますか。

また、高齢者といいましても70歳からなのか、65歳、一応65歳以上が高齢者ということだろうと思うのですけれども、ここではどういうふうなことになるのか。

助成するわけですから、その基準とかがいろいろあるかと思うのです。いずれにし

ましても、この高齢者住宅改造につきましては、どの程度の改造というのを改造というのかとお聞きしたいと思います。

議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員（福田睦巳）

12番、井澗議員さんにお答えします。

高齢者住宅改造助成金ですけども、これにつきましては65歳以上で介護認定者の住宅改造が必要な方が対象となっております。補助を受ける方につきましては、前年度非課税世帯となっております。

それで、20万円までは介護保険で支出しまして、オーバー分を高齢者住宅改造助成費で補助します。ただし、40万円が限度となります。

それと、どの程度の改造かというご質問ですけども、これにつきましてはバリアフリー化、手すりの設置等が対象となっております。よろしくをお願いします。

議長（奥田 誠）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

介護認定者といいましても、要支援から介護1、2、いろいろあると思うんですけども、それは支援から全部入りますかというのが1つです。

それから、非課税世帯ということになりますと限られてくると思うのです。何世帯ぐらいありますか。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんにお答えします。

住宅改修につきましては、介護保険では要支援から要5まで全般的に対象となります。以上です。

議長（奥田 誠）

非課税世帯は全体で何件ぐらいありますか。対象が非課税世帯ということなので。

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

非課税世帯ではなしに、全世帯が対象になると思います。

議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

議長（奥田 誠）

再開します。

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

まず、12番、井澗議員さんにお答えします。

まず、先ほどの高齢者住宅改造費の助成でございますが、これにつきましてはあくまでも前年度非課税世帯ということでご理解いただきたいと思います。

先ほどの介護の認定の中の、今度は介護サービスの中の認定における住宅改修の差額ということで、これは全世帯を対象にして居宅改修事業を実施するというので、それぞれ違うということで押さえていただきたいと思います。

（発言する者あり）

はい。ということでございます。以上、よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

例えばですね、なぜ私がこれを聞くかといったら、かなり予算が少ないのですね。だから、バリアフリーの云々とかいろいろ手すりを直すとか、手すりぐらいたったら簡単にできると思うのですが、バリアフリーだったらかなり金かかるのですよ。その場合、これは何件を予定しているのかわかりませんが、どうですか。

議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（奥田 誠）

再開します。

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

大変貴重な時間をいただきまして、申しわけございません。

12番、井濶議員さんにお答えします。

まず住宅改造費でございますが、限度額は40万でございますが、昨年の実績はゼロ件でございます。ということで、本年度は30万円を計上させていただいております。もし給付費が伸びてきました場合は補正で対応したいというふうに考えてございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

下の役務費ですね、成年後見制度申し立て手数料、成年後見制度医師鑑定料というのがありますね、これ。これは成年後見制というには成年後見制をしなければならない事情があるかと思うのですが、この成年後見制の申し立てに至る経緯ですね。経過というのは、経緯はどういう経路をたどらないと申し立てできないのか。

あるいは鑑定する場合、その申立書を医師のところへ持って行って、その鑑定が先なのか、申立書が先なのかという、その点はどのようなのですか。

議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

12番、井濶議員さんにお答えします。

まず、成年後見制度の予算の説明なのですが、成年後見制度は、本人の能力を医学的に確認するための医師による鑑定料を10万円計上させていただいております。

どのような場合に成年後見を認めるかについてですが、まず、関係の家族、近所の方の申し立てによって成年後見が成立すると考えております。

以上、お答えいたします。

議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前 11 時 18 分

議長（奥田 誠）

再開します。

答弁願います。

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

貴重な時間をおかりして大変申しわけございませんでした。

12番、井澗議員さんにお答えします。

まず、申し立てが先か認定が先かになってきますけども、申請が先になってまいります。どのような方が申請を、どのような通報があるかといいますと、社会福祉事業に従事する職員の方や福祉事務所の職員の方、介護サービス事業所に従事する職員の皆さん、障害福祉サービス事業に従事する職員の方々、病院や診療所に勤務する職員の皆さん、ほか、民生委員の方になってまいります。

申し立てを受けました町長が本人等の面談をし、判断基準に基づき速やかに裁判所へ申し立てすることになっております。

以上です。

議長（奥田 誠）

2番、木村君。

2番（木村政子）

61ページの一番最後ですが、障害者自立支援の新体系定着支援事業補助金に1,100万円組まれておりますけど、これ、対象者数と、どのような事業を行う予定なのか教えていただけますか。

議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

2番、木村議員さんにお答えします。

障害者自立支援新体系定着事業費補助金についてですけども、対象者につきましては、自立支援法の施行に伴い旧体系から新体系への移行を促進するとともに、新事業の安定化を図るために移行時の運営安定を図るための事業所になってまいります。上富田町内では「あすか作業所」などが対象になってまいります。

対象者は、この予算では「あすか作業所」20名を予算に上げてございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

事業内容を。

住民生活課企画員（原 宗男）

すみません。事業内容ですが、新規事業として新体系後も事業運営の安定化を図るために、新体系に移行後も引き続き支援を行うものでありまして、旧方式の従前額の事業所に入ってきたお金の90%を保障するものでございます。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

今の件ですけどね、ここにはね、原企画員、新体系となっているでしょう。だから、新体系というのは、旧体系があって新体系になるのでしょうか。旧体系の何々が新体系にこう移行して、で、それをどうするのだという答弁をしてくれた方が、私たちはわかりやすいんですけど。もう一度お願いします。

それから私の質問は、これも新しい言葉なので。その上の61ページの6行目のところに生活支援機能強化・安心生活支援事業負担金と、こうなっていますやろう。これは新しい言葉なのですね、非常に。これは何をその機能強化、今までもそんな機能強化をやっていたのだけでも、どういう機能強化が少なかったのかで今度は強化をして、そして安心をさせて生活支援をするということだろうと思うんですけど、言葉じりからいいますと。それが無いのはなぜなのかという問題が1つあるのです。

さっきの問題、成年後見の制度でも、今、要するに親族以外の人の申し立ての場合はそうなるということでありまして、親族も一応入れておかなければいけないのではないかと思うんですけども、念のために。

議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時28分

議長（奥田 誠）

再開します。

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

すみません。何回も貴重な時間をおかりしまして申しわけございません。

まず、旧体系とはどのようなものかということですが、例えば「あすか作業所」であったら知的障害者通所授産施設といいます。新体系では就労継続支援B型というものに変わってまいります。作業の内容は変わりはありません。

「牟婁あゆみ園」の場合は、旧体系では身体障害者療護施設になりますけども、これは生活介護事業所ということになってまいります。

成年後見制度ですけども、家族とか親戚とかありましたら当然そちらの申し立てがあって町長の方で調査して、そして裁判所へ申し立てるということになります。

相談支援機能強化・安心生活支援事業負担金のことについてですけども、この事業につきましては、市町村相談機能強化事業につきましては、市町村における相談支援事業を適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置することによって、相談、支援の機能強化を図ることを目的としております。

例えばどういうものかといいますと、専門的な相談支援等を要する困難なケース、自立支援協議会を構成する相談支援事業所利用者等に対して専門的な指導、助言を行うものとしております。

安心生活支援事業につきましては、障害者が安心して地域で生活できるよう、地域社会への移行や定着の支援、対策等を盛り込んだ体制整備等を推進することになっております。

1つとして、夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談と、2つ目として、緊急一時的な宿泊場所の提供、3つ目として、地域生活を支援するためのサービス提供体制の調整を図るコーディネート、4つ目として移動支援やコミュニケーション支援等地域での生活支援を実施するというところで、24年度からの実施事業になります。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

そうすると、この事業は24年度でやるわけでしょう。どこでやるのですか。こういった専門員的な者を配置するというようなことも言われているんですけど、こういうのはあるのですか、そういう専門員。

議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

お答えします。

まず、相談支援機能強化事業ですけれども、西牟婁圏域にそれぞれの相談事業所がありまして、田辺市の「ゆめふる」というところに置きます。これは、1人職員を派遣して置くことになっております。

安心生活支援事業につきましては、和歌山県福祉事業団に1人配置することになってございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

60、61ページ、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

62、63ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

64、65ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

66、67ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

68、69ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

70、71ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

72、73ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

74、75ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

76、77ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

78、79ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

80、81ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

82、83ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

84、85ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

86、87ページ。

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

86ページの土木費のところ、残土処分場の件なのですが、大内谷残土処分場の費用が幾らか土地購入費から出ているのですが、この完成予定年度、それから完成までどのぐらいの金額がかかるかということ、それから完成した後の利用予定、これをすみませんをお願いします。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

5番、大石議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この土木費の残土処分場工事の関係ですけれども、この残土処分場につきましては、今現在、田辺ささみ間38キロメートルの高速道路が肅々と着工してございます。この中で約300万立米の建設残土発生といわれていまして、一昨年、国交省の方から各沿線市町村の方に建設残土の処分場計画の話がありました。そして、そういう中で上富田町では土地所有者の説明会、そして並びに最近では林発等々の申請がございまして、そういった形で戸別訪問をさせていただき、同意承諾を得ている状況でございまして。

この予定年度につきましては、当年24年度から平成27年度の4年間を計画してございます。ちなみに、これに係る当残土処分場の建設残土量につきましては約80万立米を予定してございます。建設事業費につきましては、大まかではございますが約12億円程度を計画、予定してございます。その中に工事費10億円、用地補償で約3億1,000万、その他、委託費とか事務費等々でございます。

そして今年度につきましては、説明の内容にございますように、工事請負費につきましては進入道路並びに調整池の計画をしてございます。そして用地補償費につきましては、大体5万1,000平米の用地購入を予定してございます。

それと、最終的に土地利用につきましては、ちょっと図面は、提示させていただいたらよろしいのですが、ちなみに新川の下流、42号線から下っていただいて高速道路がございまして、その下を通過しまして、左岸側を予定してございます。その中で、この残土処分場内の道路といたしましては、真ん中を通過して左右に約5万平米の土地ができます。その土地の利用につきましては、今のところ企業立地を予定してございます。ただ、企業立地を予定してございますけれども、高盛土のために10年程度は完成のまま、なかなか企業立地で売り出すというわけにはいかないかなと考えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

長い目でまた見てくれということで、企業立地は大変いいことなのですが、町長、多少金額が大きいのですが、27年の完成なのですが、町財政を圧迫するというようなことは考えられませんか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

財政は非常にしんどいのです。そういうことで県の方へ、できたら地方債を発行させてほしいという願いをしております。先ほど課長が言いましたように、完成してすぐ処分できるということではないので、当面の間はこの負債は抱える格好になりますので、よろしく願いします。

議長（奥田 誠）

86、87ページ、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

88、89ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

90、91ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

92、93ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

94、95ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

96、97ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

98、99ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

100、101ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

102、103ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

104、105ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

106、107ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

108、109ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

110、111ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

112、113ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

114、115ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

116ページ、117ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

118ページ、119ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

120、121ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

122、123ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

歳出全般ではありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

79ページです。中山間地域等特別支払事業交付金というのがありますが、これは24年度でまだ払っていないのですが、大体予定としてはこの1,650万ですか、これはどういうふうに配分されるようになりますか。

それから中山間について気がかりなのですが、この中山間の使い方についてチェック体制ですね。その申請とチェック体制はどんなになっているのか。23年度を基礎にして、基本にして、参考にして説明願いたいと思います。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、菅谷君。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

中山間ですが、現在、14集落189名、今現在、22年度実績しか出てございませんが、面積で153万3,822平米で、1,533万1,351円で実施してございます。中山間につきましては5年間のマスタープランということで、各集落の方で、例えば農道整備をするよ、鳥獣害のネットをするよと、その集落ごとに自分たちの集落活動のしやすいようなプランを立てて実施をしていただいております。

今回の24年度の中山間の方ですが、1集落、新規で出てくるということで、15集落の協定になるかと思えます。ただ、その集落の協定の内容というのが現状まだわかりませんので、総額1,650万の形をしていますけども、23年度でもまだあれなので、24年度で増えてきます。若干の金額を、その集落の面積の部分の計上をしてございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

チェック体制は。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

すみません。この集落のチェック体制ですけども、毎年、集落から決算の状況、通帳のコピー並びにその活動の内容、支出の内容、領収書等を提出していただきまして確認をしてございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

今の説明で、私はその担当常任委員会に所属していないのでわかりません。だから、5年間ということで、平成22年度まではわかっているという状況があると思うのですね。その状況の中でそういう14部落です。町内会、集落ですか。その集落がどの地域にどれだけ属してあって、その面積がどれだけで、どういう支援金を配られたかということをお教えしてほしいのです。もうそれは答弁要らんのので、できたら表をつくっていただきたいと思うのです。

それからもう1つ、この直接支払いの支援金というのは公金であります。交付金であります。ですから、交付金を預かるにあたっては単なるその人が、そういう交付金を預かるのは、もういったん行政が外れてしまったら誰でも銀行を通じて持ってきたら、その任にあればそれでいいのかということが言えるんですけど、それでいいのですか。つ

まり交付金というのは、一つひとつ仕事をするごとに支払っていくものと違うのですか。どうか、その点。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、菅谷君。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

そうです。集落の会計の通帳をつくっていただきまして、そちらの方で会計の担当を決めていただきます。こちらの方では、その集落の方で支出した事業の内容、毎回、総会を開いていただきまして、その中で総会決議をしていただくという形にしてございます。その決算の報告を町の方へ出していただく状況になっています。

先ほどの内容ですけれども、14集落の取り組みの内容、またマスタープランにつきましては、後ほど資料をお渡しさせていただくようにさせていただきます。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

この交付金というのは、私の言いたいのはね、交付金というのは町の金庫から出るわけでしょう。入っているわけでしょう。そのときに、その金庫から受け取る金の受取人というのはね、単なるそういう人でいいのかということを知っているのです。その金額が決まった段階で。その決まった段階でもう交付金として出してしまえば、それはもう関係なしに、領収書があったりそれだけあったらいいのかという、そういう問題を聞いているのです。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

この交付金、負担金につきましては、各集落に会長並びに会計さんがございます。そういった形の中で、その方の通帳に振り込みをさせていただいています。当初につきましては各地区とも道路の舗装とか草刈り等々をしてございましたが、最近はやはり鳥獣害等の関係、そういう防護ネットに移行されている各種団体が多いというのをつけ加えさせていただきまして答弁とさせていただきます。

議長（奥田 誠）

12番、井澗君。

12番（井潤 治）

今の関連で、別の角度から言わせていただきたいと思います。

何に使うかというのはね、農道に使おうか、それが集会、集落のあれに使うのかというのは、それは結構だと思うのです。

しかし、交付するにあたっては、その内容をきちっと精査して、そしてどういうふうな形でこんなに払います、だからこれだけの交付金をくださいということがなければ払えんのではないのですか。ただもう言われたら即振り込むというように今の話では受け取ったのですけども。それでないと公金の意味がないじゃないですか。ただ言われたら、即入れるのだという、そういうものじゃないのじゃないですか。そういうふうに取り取れるような今の話でした。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、菅谷君。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

12番、井潤議員さんのご質問にお答えします。

当初のこの交付金事業なのですけども、協定の面積に応じて支出されるということになっていますが、5年間、初年度、当然お金が何も無い状態で事業に取り組むというのは大変難しい状態であります。事業で、初年度は計画しますよと。で、初年度の交付金を計画の中で支出させていただきますよと。で、2年度以降、その5年間のお金についてどのような形で取り組んでいくのか。1年ごと、例えば100万ずつ区切って、農道をつけるよ、鳥獣害をやると。で、5年間固めて、私たちは固めて一遍に農道をつくるという、それは集落の取り組みになります。それはいったん集落の中で取り組みの内容を決めていただいて、請求書を出していただくと。こういう取り組みをしたので交付してくださいという形で請求をいただく形になります。その内容をチェックし、領収書もチェックした形で支払いという形になってきます。

以上です。

議長（奥田 誠）

ほかに歳出全体ではありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

議長（奥田 誠）

再開します。

午前に引き続き議案第20号の質疑を行います。

歳入、14、15ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

16、17ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

18、19ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

20、21ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

22、23ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

24、25ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

26、27ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

28、29ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

30、31ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

32、33ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

34、35ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは、歳入全体ではありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

地方交付税について聞きたいと思います。18ページです。

今回、地方交付税は増えた。0.5%アップということだったのですが、普通交付税で幾らになるのかということと、地方交付税が増えたのは、その交付単価、計算単価が改定されてそれが増えたのか、それともその差額、つまり基本財政需要額と収入額との差が増えたということで増えたのか、その点はどうなりますか。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

交付税でございますが、普通交付税で16億円、特別交付税で2億円、それぞれ前年度より2,000万円の増額を見込んでございます。

需要額云々でございますが、国の財政計画では811億円、0.5%の増加ということで、これをもとに見込んでございます。

（「全体でお願いします」と井濶議員呼ぶ）

議長（奥田 誠）

先ほど歳出全体でやっているのです。歳入全体で。

（「歳入歳出全体ではやらないのですか」と井濶議員呼ぶ）

議長（奥田 誠）

いや、もう先ほど歳出全体でやっていますので。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

そうしますと負担金の減額の状況、要するに負担金の減額ですね。国庫負担金の減額の状況。それから地方交付税は、普通交付税が16億円ということは、平成12年度、

2000年度に比べたらやっぱり数億のまだ少ないというふうに思うのですが、そのマイナスの状況はどうなりますか。

それから、この収入のところで聞き漏らしたのですが、臨時財政対策債というのは、今回、どのくらいになっておりますか。この特別交付税を足して18億円、結局それが2000年程度に戻ったということであって、別にその普通交付税では決して増えたわけではない。ということは、単価そのものの、基準単価はそんなに増えてもないなというふうに思うのですが。

それから、消費税の問題です。幾らになるかと。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

三位一体の改革でございますけれども、本当初予算では8,220万円の影響額と思われま。

それから交付税でございます。普通交付税の平成24年度予算と平成12年度予算の差でございますが、3億7,893万7,000円となります。

臨時財政対策債につきましては発行可能額を、今回、2億6,540万円と見込んでございます。

これを加味しますと、1億1,353万7,000円の差となります。

次に消費税でございますが、本当初予算上では理論上8,459万9,000円となります。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

歳入全体でほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第20号、平成24年度上富田町一般会計予算について反対いたします。

反対の理由は、三位一体の改革は依然として存在しているということであり、地方交付税は対前年度比では確かに若干増えているということになるわけですが、要するに三位一体改革、あるいは臨調行革路線がずっと引き継がれてきた中では、3億7,000万円の町普通交付税の減額ということになるわけです。負担金、補助金につきましても、8,200万からの減額になっていると。もしこれらが充当されていけば、かなり予算の立て方は違ってくるであろう。町長も苦悩することなく、上富田町民の暮らしを守る方にお金を使えるのではないかというふうに思います。

消費税の問題ですけれども、これは理論的とか何とかというよりも、これだけのものが必要だということといえば大変な問題であります。

臨時財政対策債といいましても、これは返さなきゃならない、結局前借りの借金でありまして、決して増えているというようなものにはならないということで、しかもそのことに対して反対の表明をするということになっておりません。だから、反対です。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、山本君。

1番（山本明生）

私は、平成24年度上富田町一般会計予算に賛成であります。

予算総額は58億700万円で、前年度比較して8,100万円の1.4%増であります。内容的には統合保育所建設事業、高速道路関連事業の朝来残土処分場整備事業、富田川河床整備事業等によるものであり、節約の中での投資的な事業であります。

性質別では人件費で8億229万6,000円で、対前年度比4.8%減、物件費で7億374万1,000円で、対前年度比3.9%減、補助費で6億7,771万6,000円で、対前年度比で11.8%減、扶助費で8億69万3,000円で、対前年度比で8.7%減、繰出金で7億2,509万5,000円で、対前年度比で5.8%の減、公債費で7億4,315万円で、対前年度比で2.3%増、投資的経費10億4,563万4,000円で、対前年度比で14.3%増、利子補給費で990万5,000円で、対前年度比5.4%増で、前年度と比較しても減額されていることがうかがえます。

特に公債費においては、借換債で利子の負担の軽減をよくされていることがうかがえます。

また、内容的に見ても目配りが行き届いた措置がなされています。

歳入においても、町税、前年度比4,476万円増の3.2%増で、大変努力された予算であります。

以上です。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、平成24年度上富田町一般会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第21 議案第21号

議長（奥田 誠）

日程第21 議案第21号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件について質疑を行います。

ページごとに行います。歳出、14ページから。

14、15ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

16、17ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

18、19ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

20、21ページ。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

22ページ。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

次に歳入、8ページから。

8、9ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

10、11ページ。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

12、13ページ。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

それでは、歳出歳入全体ではありませんか。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

1つは、この会計であるわけですが国庫負担が削られてきております。今回もちよつと削られる、今年から、今年度から削られるのかどうかわかりませんが、国の定率負担というのが2%ぐらい削られるのじゃないかと思うのやけど、今回はそれは関係ないのかということで、いわゆる国庫負担が削られた分、要するに行革、三位一体で削られた分はどれだけになるのか。それが当会計の世帯数と人員、人数、被保険者数で割ったときに、1人当たり、世帯あたりは負担増はどういうふうになるか。

それから、国民健康保険税そのものにつきましては値上げされているのか、値上げされていないのか。値上げされてあれば、どれだけされているか聞きたいと思います。

議長(奥田 誠)

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長(藪内博文)

12番、井濶議員さんにお答えします。

まず、24年度の国民健康保険事業予算の関係でございますが、まず24年度1月加入世帯でございますが、2,853世帯で被保険者数は5,298人、全体の世帯数が6,229で、おおむね45.3%の加入率ということでございます。

次に国庫負担ですけれども、平成24年度につきまして、当初予算におきましては30%で計算していただいております。これの24年度療養給付費国庫負担金では2億7,474万4,150円で、割合としては28.88%でございます。これの療養給付費国庫負担金が、56年度ですけれども、負担金が5億7,890万1,558円で、差し引き3億415万7,408円。これを世帯当たりで割りますと、1世帯当たり10万5,610円、1人当たりには換算しますと5万6,587円ということでございます。

それと、最終的には24年度におきましては国庫負担率も34%から32%ということで、2%減額になります。これにつきましては県の調整交付金に2%とプラスされて給付されるわけですが、これの県の影響力というのが定率であるとか調整であるとかいう格好が決まっていますので、比較する影響額というのはちょっと今のところ見込みでございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

わかりました。わかったのですが、その34%が32%になって、2%分を、今、2%の県の調整交付金だったのに、上げて9%にするということであるわけでしょう。その場合に、その県の調整交付金というのは、今、言われたように、ちゃんとした方程式がないわけですね。基準のそれを計算する方程式がないから力関係だと。つまり、その様子を見ていて、赤がようけあったらちょっとようけくれるとか、そういうことになるのですか。違うのですか。そういうことを上手に要求していったら増えるということですか。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井濶議員さんにお答えします。

先ほどのご質問の中で当初予算の税率ですけれども、回答するのを忘れましたので。今回の予算におきましては税率で17.9%を見込んでございます。

次に、国庫負担の34から32%になりまして、この2%につきましては先ほど先生が言いましたように、定率の場合は市町村は影響ないというように考えてございます。ただ、調整等によって変更の場合は増減があるというような考えをさせていただきます。

ただ、この県に2%行く分につきましては、現在、県の方から市町村にどういう形で割り振りするかというようなアンケートがございます。正確には決まっていますので、

ご理解いただきたいと思います。

議長（奥田 誠）

それでは、全体でほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第21号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について反対いたします。

まず、三位一体の改革の中で国庫負担がマイナス3億4,115万円、それから、それを被保険者1人当たりにはますと5万6,000円、世帯当たりにはますと10万5,000円ということで、大変な負担増になる。

この補助金、国庫負担金が削られなかったら、その分だけ要するに国保税、あるいは国保会計を潤すわけであります。ところが、これを削られているために大変な努力をしなければならぬ。つまり、それは国民健康保険にはね返ってきて17.9%ということになってきているわけです。こういう会計でありますから、私どもは反対をいたします。

また同時に、こういう三位一体の改革については現政府は三位一体という言葉は使っていませんけれども、地方分権とかいろんな形の言葉を使いながら自民党と同じようなことをやってきているわけです。それに対してきちっと反対する立場に立たれておられないと。そういうことで反対をいたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第22 議案第22号

議長(奥田 誠)

日程第22 議案第22号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

議長(奥田 誠)

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

わかりきったことを聞くなと言うかわかりませんが、この会計で後期高齢者の負担が増えるのか減るのか、どういうふうに判断しますか。

議長(奥田 誠)

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長(藪内博文)

12番、井澗議員さんにお答えします。

基本的には後期高齢者医療につきましても保険料が上がってございますので、必然的に上がってございます。

以上でございます。

議長(奥田 誠)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第22号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について反対いたします。

今、質疑をいたしましたように、全体の判断としては確かにいろんな面で考慮されているとはいえ、全体としては高齢者の負担増になるということで、金額は些少でありますけれども上がるということで反対いたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第23 議案第23号

議長（奥田 誠）

日程第23 議案第23号、平成24年度上富田町特別会計介護保険予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

議案第23号、平成24年度上富田町特別会計介護保険予算に反対いたします。

介護は、介護保険あって介護なしといわれるくらい悪法であります。ますます介護が必要になってくる人たちが増えながら、同時に介護の保険料は上がっていくということで、厳しさを増してきております。24時間ですか、全体のそのそういう介護をせよというようなことを決めておっても、なかなか地方自治体がそれを実施できない状況がほとんどであります、和歌山県全体を見て。どこもやるというところはありません。

そういう状況の中に追い込まれている会計であります。非常に厳しい中において町長は努力されているとは思いますが、住民負担、住民にとりましたらこれは大変なことになるということで、特に40歳以上の成壮年層、あるいは実際に65から74までの人におきましても大変な負担増ということになります。で、反対をいたします。

議長(奥田 誠)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号、平成24年度上富田町特別会計介護保険予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 4 号

議長（奥田 誠）

日程第 2 4 議案第 2 4 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

1 2 番、井濶君。

1 2 番（井濶 治）

1 点だけお聞きしたいと思います。まず、5 ページです。

5 ページの公有財産購入費で両新田、下鮎川ですか、これがあります。1 億 5 , 0 0 0 万ですか。これは面積と平米単価ですね、どのぐらいになりますか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

現在交渉中ですけど、両新田地区で 1 万平方メートルあるのです。そのうちの 6 , 0 0 0 平米だけを買う予定にしております。大体、坪 6 万円ぐらいで今のところ協議しているような状況です。

以上です。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号

議長(奥田 誠)

日程第25 議案第25号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 25 号、平成 24 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 26 号

議長(奥田 誠)

日程第 26 議案第 26 号、平成 24 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 26 号、平成 24 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 2 7 号

議長（奥田 誠）

日程第 2 7 議案第 2 7 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 7 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 議案第 2 8 号

議長（奥田 誠）

日程第 2 8 議案第 2 8 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

1 2 番、井澗君。

1 2 番（井澗 治）

1 点だけ。

この会計で集落排水事業の進捗率ですね。例えば生馬とか地域別に言ってほしいのと。この事業の最終見通し、もう大体わかるかと思うのですが、どういうふうになりますか。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

上下水道課長（植本敏雄）

1 2 番、井澗議員さんにお答えいたします。

まず、接続率でございます。南岸地区でございます。3 8 2 分の 3 1 4、8 2 . 2 % でございます。北岸地区、4 3 5 分の 3 2 0、7 3 . 6 でございます。生馬地区でございます。2 5 5 分の 1 8 6、7 2 . 9 % です。岩田、岡地区、3 8 5 分の 2 5 4、6 6 % でございます。田熊地区、1 3 4 分の 8 4、6 2 . 7 % でございます。全体平均しますと 7 2 . 8 % になります。

最終の見通しというご質問でございますけれども、やはり最終は皆さん、接続してもらうというのが最終目標になると思ってございます。という中で、3 年後、5 年後というわけではちょっとお答えしづらいところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第28号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号

議長(奥田 誠)

日程第29 議案第29号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第30号

議長(奥田 誠)

日程第30 議案第30号、平成24年度上富田町水道事業会計予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

5番、大石君。

5番(大石哲雄)

10ページ、修繕費5,000万、毎年計上されておりました、大きな災害があったらということなのでしょうけども、なければ一応この分だけが利益として最終的に残るような格好になるのだらうと思うのですが、毎回毎回5,000万円の、毎年毎年5,000万円程度の大きな修繕になっているのですが、最終的に修繕費がなされずに残った場合、積立金方式で積み立てておいて、この予算の5,000万というのを減らしていくというような格好にはならないのでしょうか。

議長(奥田 誠)

上下水道課長、植本君。

上下水道課長(植本敏雄)

5番、大石議員さんにお答えいたします。

まず、修繕費の予算計上で、原水及び上水、それから配水及び給水費で6,000万、5,000万円と予算措置をしております。水道施設を管理する立場で申しますと、町の水道施設全般が老朽化しております。いつ故障が発生してもおかしくない状況と

なっております。そうした中、安全で安定した給水を行う上で欠かせない予算と考えております。また、昨年のような災害時や急な故障等に対応するためのものでもございます。

金額については多いとか少ないとかいろんな考え方がございますが、施設には高額な機械設備も多々ございます。現実には、今、申し上げましたように漏水事故や機械設備に故障がなければ修繕費については必要がなくなり、結果としては決算時に利益剰余金という格好になります。今回、第1次一括法による公営企業法の一部改正ということもなされてございます。通例の法定積立金の積み立て義務を廃止して、条例に定めるところ、また議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できるというような、このような格好になってございます。

そうしますと、例えば減債基金の積立金、企業債の償還に充てる目的、あるいは利益剰余金としまして欠損金を埋める目的、それから議員ご指摘のように建設改良工事に充てる目的の建設改良積立金と、このような積み立てが自由にできるというような格好になってございます。

こうしたことから、剰余金が出た段階で皆様方とご相談しながら積み立て制度をしていきたいと、このように考えてございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、平成24年度上富田町水道事業会計予算の件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

延 会

議長(奥田 誠)

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は明日3月16日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

本日もどうもご苦労さまでございました。

延会 午後2時12分